

児童虐待相談対応に係る基礎データの整備と業務のシステム化について

対象受検機関：福祉部子ども室家庭支援課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																		
<p>1 子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法により都道府県に設置が義務付けられている児童相談所として、府は、中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田の6つの子ども家庭センター（以下「センター」という。）を設置している。</li> <li>センターでは、児童福祉司等が、警察や近隣知人等から受け付けた虐待通告等に基づき、調査・診断・判定、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を実施している。（児童とは、児童福祉法第4条に規定する満18歳に満たない者をいう。）</li> <li>上記業務を実施する中で、以下の対応が行われる。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①48時間以内の安全確認 通告があった場合、原則として通告を受けてから48時間以内に当該子どもを直接目視することを基本とし、安全確認を実施している。</li> <li>②アセスメントシートの作成 通告受理後、市町村の児童担当課や保健センター、学校・幼稚園・保育所等、医療機関等に対する調査を実施し、得られた情報を基にアセスメントシートを作成している。</li> <li>③緊急受理会議・対応会議 上述のアセスメントシートを活用し、虐待の有無、虐待の種類・程度・緊急性等を判断し、一時保護を行うかどうか等の対応方針を決定している。</li> <li>④一時保護 児童福祉法に基づき、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る等のため必要があると認めた場合は、児童を一時保護所で一時保護し、又は児童養護施設等に一時保護委託を行っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 児童虐待相談対応件数の増加等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の児童相談所における令和元年度の児童虐待相談対応件数は193,780件（対前年度比121.2%、33,942件の増加）と過去最多であり、年々増加の一途をたどっている。</li> <li>府においても、令和元年度の児童虐待相談対応件数（センター6箇所の合計）は15,753件で過去最多（対前年度比129.0%、3,545件の増加）となっている。</li> <li>また、全国的に重大事件が後を絶たず、箕面市でも平成29年12月に4歳男児が母親やその交際相手からの暴行等により死亡する事案が発生しており、児童虐待は依然として深刻な社会問題となっている。</li> </ul> <p>【全国及び府の6つのセンターにおける児童虐待相談対応件数】（上段：件数、下段：対前年度比）</p> <table border="1" data-bbox="252 1560 1682 1801"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1（速報値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>103,286 (116.1%)</td> <td>122,575 (118.7%)</td> <td>133,778 (109.1%)</td> <td>159,838 (119.5%)</td> <td>193,780 (121.2%)</td> </tr> <tr> <td>府センター</td> <td>10,427 (132.4%)</td> <td>10,118 (97.0%)</td> <td>11,306 (111.7%)</td> <td>12,208 (108.0%)</td> <td>15,753 (129.0%)</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1（速報値）	全国	103,286 (116.1%)	122,575 (118.7%)	133,778 (109.1%)	159,838 (119.5%)	193,780 (121.2%)	府センター	10,427 (132.4%)	10,118 (97.0%)	11,306 (111.7%)	12,208 (108.0%)	15,753 (129.0%)	<p>1 府では、児童虐待相談対応に係る各種書類について、システムで管理されているものを除き、アセスメントシート等の大部分の資料が紙媒体により管理されシステムと連携されておらず、虐待を受けた子どもの人数や虐待程度別件数等の実態把握に必要な基礎データが整備されていない。</p> <p>このため、福祉部子ども室家庭支援課として生命に危険が及ぶおそれのある子どもの人数を把握していない等、府域の実情について数量的把握が十分に行われていない。</p> <p>2 虐待を受けた子ども一人当たりにより要するセンターの業務量等のデータが把握されておらず、子どもの命を守るための業務に支障が生じないかなど、現在のセンターの体制上の課題や府の児童福祉司の増員計画の妥当性等を、客観的に分析・検証することができない。</p>	<p>1 システムの再構築に際し、庁内の専門部局や外部機関の協力を得た上で、センターにおいて紙媒体で管理している児童に関する各種情報のデジタル化を推進し、府域の実情を的確に把握するため、虐待を受けた子どもの人数や虐待程度別件数等の必要な基礎データを適時把握できるよう整備されたい。</p> <p>2 子どもの安全確保や、子どもの最善の利益を考慮した支援が確保できるよう、センターの体制上の課題や府の児童福祉司の増員計画の妥当性等について客観的なデータにより分析・検証するとともに、業務のシステム化を推進することにより、デジタル技術やAI等の活用による業務プロセスの効率化についても併せて検討されたい。</p>
	H27	H28	H29	H30	R1（速報値）															
全国	103,286 (116.1%)	122,575 (118.7%)	133,778 (109.1%)	159,838 (119.5%)	193,780 (121.2%)															
府センター	10,427 (132.4%)	10,118 (97.0%)	11,306 (111.7%)	12,208 (108.0%)	15,753 (129.0%)															

3 児童福祉司及び児童心理司の不足

(1) 国の児童福祉司配置基準の見直し

- ・上述の状況を受け、国は近年、児童相談所の体制強化に取り組んでおり、その一環として児童福祉司の配置基準について、下表のとおり、数次にわたる増員見直しを行った。

【児童福祉司に係る国の配置基準】

H28 以前	人口概ね4～7万人に1人
H28 児童福祉法・施行令改正	人口4万人に1人＋全国平均を超える児童虐待相談対応40件に1人
H31 施行令改正	人口3万人に1人＋全国平均を超える児童虐待相談対応40件に1人＋里親支援担当（各児童相談所1人）＋市町村支援担当（30市町村に1人）

(2) 府の児童福祉司増員計画

- ・国の配置基準見直しの結果、府の児童福祉司は、平成31年4月時点で199人であり、国の配置基準342人に対し143人が不足することとなった。このため、府は令和元年8月に、高い専門性の確保・維持の観点から毎年約20人増員し、令和9年度までの8年間で国の配置基準との乖離解消を目指すとする児童福祉司の増員計画を策定した。
- ・一方、国の配置基準は、虐待相談対応件数（前々年度実績）に応じて算定される部分があるため虐待相談対応件数が増加した場合、実績数値確定後、毎年度上方修正の必要が生じる。府は、令和2年度において25人の増員を行い児童福祉司数は224人となったが、実績数値確定後の国の配置基準が365人となったことから、依然として141人の不足が生じている。今後、毎年20人増員で試算すると、国の配置基準との乖離解消時期は令和10年度となる見込みである。
- ・府では、国の配置基準との乖離に対応するため、軽度事案の安全確認等の民間委託化等により、令和元年度時点で35人相当の業務効率化を行った。なお、当面新たに外部委託を行うことは業務の専門性の確保・維持の観点から予定されていない。

(3) 国の児童心理司の配置基準と府の児童心理司の状況

- ・児童心理司の国の配置基準は、令和元年6月の児童福祉法改正、令和2年3月の同法施行令改正により、児童福祉司（里親支援担当及び市町村支援担当を除く）2人につき1人以上とされた。この結果、令和2年4月時点の府の児童心理司数57人は、国の配置基準180人に対し123人不足するものとなっている。
- ・府は、児童心理司についても、児童福祉司と同様に、専門性の確保・維持の観点から急激な増員は難しいと考えており、一定スパンを見据えた増員計画を、令和2年度中に策定予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応等の影響により庁内調整が未了のため、策定には至っていない。

4 児童虐待相談対応業務に係る書類やデータの管理・整備状況

(1) 児童虐待相談対応に係る各種書類・データの管理状況

- ・平成19年度に、センター等での児童等相談業務に伴う一連の業務をシステム化することで、各事例の適切な進捗管理や事務の効率化を図る等を目的とする児童相談ITナビシステム（以下、「システム」という。）が導入された。システムでは、大きく3つの段階に応じて操作ができるように構築され、受付段階では氏名

などの基本情報に加え相談種別や経路等、援助活動段階では一時保護の開始・解除登録等、対応段階では施設入所や里親委託などの対応内容等が入力できるようになっている。

- しかしながら、虐待程度（最重度、重度、中度、軽度）を記載したアセスメントシート、緊急受理会議や対応会議の記録等、業務を行うに当たって内部的に整備する必要のある大部分の資料が、原則、情報端末機等又は手書きで作成した紙媒体により管理されており、システムとの連携がなされていない。
- これらの資料は、児童ごとに一括してファイルに収録されており、電子データによる管理・共有がほとんどされていない。

**(2) 実態把握に必要な基礎データの整備状況**

- 府は、毎年度国から求められる児童虐待相談対応件数、相談対応件数を身体的虐待や性的虐待等に分類した種別件数、相談対応件数を警察や近隣知人等の経路別に分類した件数等の相談対応件数に係る一定のデータについては、システムに入力された情報を基に整備している。
- しかし、システムに入力がされていないことなどから、相談対応件数を最重度や軽度などの程度に応じて分類した程度別件数や、虐待を受けた子ども（センターが相談対応を行ったものに限る。以下同じ。）の人数に係るデータについてはその種別や程度別の人数を含め、整備がされていない。このため、児童虐待対応を所管する福祉部子ども室家庭支援課として生命に危険が及ぶような最重度事案に区分される子どもの人数でさえ把握していない。
- また、虐待を受けた子ども一人当たりにより要する業務量が把握されておらず、虐待を受けた子どもの安全確保や、子どもの最善の利益を考慮した支援に支障が生じないかなど、現在のセンターの体制上の課題や現行の府の児童福祉司の増員計画の妥当性等を客観的に検証することができない。
- その他、センターが通告を受理した際の安全確認に関し、48時間以内及び以降に安全確認を行った件数、安全確認を行っていない件数については把握されているが、安全確認を行っていないもの内容（管轄外地域児童についての通告のため管轄児童相談所へ情報提供を行ったもの、通告内容が大まかすぎて個人を特定できなかったもの等）についてはデータとして整備がされていない。

**【児童虐待相談対応に係る基礎データの整備状況】**

	整備しているデータの例	整備していないデータの例
相談対応件数に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談対応件数</li> <li>• 相談対応種別件数（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等）</li> <li>• 相談対応経路別件数（警察、近隣知人、家族、学校等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談対応程度別件数（最重度、重度、中度、軽度）</li> </ul>

<p>虐待を受けた子どもの人数に係るもの</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けた子どもの人数</li> <li>・虐待を受けた子どもの種別人数（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等）</li> <li>・虐待を受けた子どもの程度別人数（最重度、重度、中度、軽度）</li> <li>・虐待を受けた子ども一人当たりの対応に要する年間業務量</li> </ul>		
<p><b>(3) システム再構築の予定</b></p>		<p>・府は、システムの効率化・高度化を図るためシステムを再構築し、令和4年度の運用を予定している。現在仕様を検討中であり、データの管理・整備に係る詳細な内容は未定である。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和2年11月16日、事務局：令和2年9月8日）